

Ⅱ 要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の設置状況について

1. 設置の状況

(1) 要保護児童対策地域協議会及び児童虐待防止ネットワーク設置状況（表1、参考1）

児童福祉法第25条の2に規定する要保護児童対策地域協議会（以下「地域協議会」という。）を設置済みの市区町村は、全国1,811市区町村のうち1,532か所（84.6%）であり、児童虐待防止ネットワーク（以下「ネットワーク」という。）を設置済みの市区町村は、173か所（9.6%）となっている。

地域協議会又はネットワークを設置済みである市区町村の数及び割合は、1,705か所（94.1%）となっている。

表1 地域協議会及びネットワークの設置状況

（平成20年4月1日現在）

	都道府県					政令指定都市・児童相談所設置市	合計	(参考) 平成19年 4月	
	市・区 (30万以上)	市・区 (10万～30万未満)	市・区 (10万未満)	町	村				
市区町村数	65	199	527	808	193	19	1,811	1,827	
地域協議会	数	59	187	478	656	137	15	1,532	1,193
	%	90.8%	94.0%	90.7%	81.2%	71.0%	78.9%	84.6%	65.3%
ネットワーク	数	6	12	44	95	12	4	173	343
	%	9.2%	6.0%	8.3%	11.8%	6.2%	21.1%	9.6%	18.8%
合計	数	65	199	522	751	149	19	1,705	1,536
	%	100.0%	100.0%	99.1%	92.9%	77.2%	100.0%	94.1%	84.1%